

紹介

吉村 正著

『シテイ・マネージャー』

アメリカ社会が大々的な自己刷新を試みた革新主義時代は——その成果に関しては措くとしても——、改革を目的として考察された多くの新奇な制度のために、時として我々の理解を困難ならしめている。市支配人（シテイ・マネージャー）制と呼ばれる制度も、その代表的なものの一つである。本書は、その役職や機能について総合的に論じた（管見の限りで）本邦初の研究書である。もっとも、歴史学のモノグラフではなく、「はしがき」に示されている如く、赤字に悩むわが国の地方行政に一つの手懸りを与えようとする、行政学的な啓蒙書とでも言うべきものだが。

さて、市支配人制とは何か。今世紀初に始められたこのシステムは、必ずしも当該市の市民である必要はないが、「市政について、専門的知識や経験をもつ有能な行政

家」（二三頁）による市政の運営を意味する。従来のアメリカ市政は、市長―市会制によるうと、委員会制によるうと、責任の不在や非効率な機構といった欠陥を有していた。ためにそれは、本来の任務である市民生活の福祉を達成するどころか、逆に腐敗政治の横行・業務重複による不便や無駄などの弊害をもたらしていた。そういう事態への対応策が、市民が少数の市会議員を選出する、次いで議員が自分達の責任において支配人を任命し、行政面での全権を委任して、市会で決定した政策の実施にあたらせるという支配人制だった。それは言わば、代議員選挙における民主主義の保持と行政における能率・儉約という一般に両立し難い二要求を調和させようとする、「遠大な理想の上に立つ」（二五頁）試みだった。そして実際に、市民の生活向上や地域共同体の発展に大きな成功を取めたのである。

以上が市支配人制の概要であり、またそれに対する著者の評価である。果してこの制度が日本の地方行政を救い得るか否かについては、紹介者は云々する資格を持たない。しかしアメリカ政治史を学ぶ者として、この制度が、少くともその当初においては、非民主的な傾向を内包していたということが指摘しておきたい。つまり、市政腐敗の原因を移民の資質に帰して彼らの参政権を制限し、またラディカルから市政参加の機会を奪うべく実業家グループが行なった改革、それが市支配人制だった。そのことは夙に J. Weinstein が *The Corporate Ideal in the Liberal State, 1900-1918* (1968) において論証しているところだ。そういう起源は、その後の発展にどのような意義を持つのか、説明が欲しかったように思う。

しかしそれは、言わばないものねだりにすぎず、市支配人制を最初に採用したスタントン市をはじめ多くの市に関して、その理念と共に運営の実際が具体的に述べられている本書は、単に「より良い市政を望む人々」のみならず、アメリカ史研究者にとってもまた必読の書であろう。

（B6判 三〇六頁 一九七七年九月
東海大学出版会 一、八〇〇円）
（常松 洋 京都大学大学院生）